

番号	1
項目	申請の受付面接は短時間で終えること
<p>(回答)</p> <p>本年4月、緊急事態宣言が発令されて以降、コロナウイルスの感染リスク軽減のため、受付面接にあたっては、保護の要否に係る情報のみを聴取するものとし、面接時間を短縮し、その他必要な情報については、おって電話連絡等により聴取するよう留意しているところです。しかしながら、相談に来られた方の世帯の状況によっては、聞き取りや説明の内容が多岐にわたり、相談者に不利益が生じないように丁寧な説明等を行うよう努めていることから、相当の時間を要している場合もあります。今後とも地域の感染状況を踏まえた福祉局保護課の方針に則り、感染リスクを軽減するよう配慮した上で、必要以上に時間が長くないよう留意しながら、面接相談対応を行ってまいります。</p>	
担当	東成区役所保健福祉課生活支援担当      電話：(06) 6977-9872

番号	2
項目	保護決定は14日をまたずに速やかに行うこと
<p>(回答)</p> <p>東成区においては、4月以降の相談申請件数の増加に伴う繁忙に対し、6月1日付で、当面の間、局からの応援として生活保護業務の経験のある職員1名が配置されたところ です。</p> <p>東成区保健福祉センターとして、申請者の生活を保障するという観点から、法に定められた期間内に保護の要否等を決定し、通知を行えるよう、引き続き迅速な事務処理に努めてまいります。</p>	
担当	東成区役所保健福祉課生活支援担当 電話：(06) 6977-9872